

次期福岡県消費者教育推進計画
の策定について

福岡県消費者教育推進計画の策定について

1 福岡県消費者教育推進計画とは

(1) 計画策定の趣旨

消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という。平成24年12月施行。）の基本理念にのっとり、消費者教育推進のための施策に関する県の取組を体系的に整理し、市町村や消費者団体など多様な主体の取組とも連携しながら、消費者教育を一体的かつ総合的に推進していくことを目的として策定

(2) 計画の位置づけ

消費者教育推進法第10条第1項に基づく国の消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を踏まえた「都道府県消費者教育推進計画」

(3) 現行の計画期間

平成31年度～令和5年度（5年間）

（参考）

	国の「基本方針」	福岡県消費者教育推進計画
第1次計画	(H25.6 閣議決定) 計画期間:H25～29年度	(H26.6 策定) 計画期間:H26～30年度
第2次計画	(H30.3 閣議決定) 計画期間:H30～34年度	(H30年度策定) 計画期間:H31～R5年度
第3次計画	(R5.3 閣議決定) 計画期間:R5～R11年度（7年間）	(R5年度策定予定) 計画期間:R6～R12年度（7年間）

(4) 計画の推進体制

施策の実施状況等について、福岡県消費生活審議会消費者施策検討部会の意見を踏まえ策定

2 次期福岡県消費者教育推進計画の策定について

(1) 「基本方針」の主な改正点

改正項目	主な改正点
基本方針の対象期間	5年間を7年間に見直し（消費者基本計画と対象期間を一致させる。）
消費者教育推進の必要性	<ul style="list-style-type: none">・消費者が多様化（高齢化の進行、障がい者の増加、成年年齢の引下げ等）するなかで、それぞれの特性を踏まえたきめ細かな対応の必要性を追加・消費者個人のWell-beingの向上の観点を追加
消費者教育推進の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none">・デジタル化の進展に伴う、消費者トラブルから自らを守るための知識や、大量の情報に対する批判的思考力等を身に付けるための消費者教育の推進の必要性、誰一人取り残されないデジタル化のための支援を追加・消費者の多様な特性に応じた、靈感商法等消費者被害に遭いやすい類型・手法に係る注意喚起、契約の取消し、クーリングオフ等の様々な制度や相談窓口の周知啓発等を追加

各都道府県等での推進計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・達成度検証のため、KPI設定の必要性を追加 ・PDCAサイクルの確立等実効性の確保を目指すとともに、管内市町村の取組を支援する広域的視点での検討の必要性を追加
----------------	---

(2) 県の次期計画の策定に向けて

ア 策定までのスケジュール

実施時期 (予定)	会議名 (構成員)	内容 (予定)
R5年 7月	消費生活審議会① (審議会委員及び施策検討部会専門委員)	計画策定について
R5年 8月	消費者施策検討部会① (施策検討部会委員及び専門委員)	計画骨子 (案) 及び各種調査等の進捗について
R5年10月～11月	消費者施策検討部会② (施策検討部会委員及び専門委員)	計画素案について
R5年12月	—	パブリックコメント実施
R6年1月	消費生活審議会② (審議会委員及び施策検討部会専門委員)	計画内容について (報告)

イ 各種調査の実施

県内の消費者行政に関する現状を把握するため、下記のとおり調査を行う。

① 消費生活に関する県民意識調査の実施

県民の消費生活の安定及び向上に向け、効果的な施策の推進を図るため、一般個人を対象に、消費生活に関する意識や実態を把握するための調査を実施する。

② 学校等に対するアンケート調査の実施

県内の小・中・高校、特別支援学校、大学・専門学校等に対して、消費者教育の取組状況に関する調査を実施する。

③ 市町村に対するアンケート調査の実施

市町村における消費者行政の取組状況を把握するため、消費者行政担当課を対象に調査を実施する。

ウ 庁内における整理

庁内会議である消費者教育推進連絡会議において、施策体系の整理や意見の取りまとめを行う。